○財務省告示第九十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年三月二十七日

財務大臣　尾身幸次

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第一回	百十三億六百十一万円	百十二億三千百八十万九千百五十七円
合計		百十三億六百十一万円	百十二億三千百八十万九千百五十七円